

労務費に関する基準（素案）

目 次

第 1 章 総論

- (1) 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- (2) 改正建設業法における処遇改善に係る措置・・・・・・・・・・○
- (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討・・・・・・・・○
 - ①経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
 - ②労務費に関する基準の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・○

第 2 章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

- (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
 - ①適正な労務費の水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
 - ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点・・・・・・・・・・○
- (2) 職種分野別の基準値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
 - ①基準値の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
 - ②基準値の定め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
 - ③基準値の決定・公表と改定の手続き・・・・・・・・・・・・・○

第 3 章 本基準の実効性を確保するための施策

- (1) 実効性確保策の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- (2) 契約段階において適正な水準の労務費等を確保するための取組・・・・○
 - ①基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
 - ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理・・・・・・・・○
 - ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進・・・・・・・・・・○
 - ④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化・○
 - ⑤建設業行政による、基準を著しく下回る見積り・契約への指導監督・○
- (3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組・○
 - ①基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
 - ②契約当事者によるコミットメント制度を通じた適正な支払い担保・○
 - ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供・・・・・・・・○
 - ④国による労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化・・・・○
- (4) 公共工事における上乗せの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第 4 章 その他

- (1) 材料費の見積りに係る考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- (2) 基準の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第1章 総論

（1）背景

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしている。一方、建設業の現場作業を担う技能者の数は一貫して減少傾向にあり、また、技能者が高齢化し、若年者層の割合も継続的に減少している。

若年層に対し建設業への就業を訴求し、中長期的な担い手を確保するためには、生産性向上や「工期に関する基準」（令和6年3月27日中央建設業審議会勧告）の遵守による長時間労働の是正、週休2日の達成といった働き方改革の推進のみならず、賃上げによる技能者の処遇改善が必要不可欠である。

技能者の処遇改善に向けては、公共工事の予定価格の積算において労務費を算出する際に使用される公共工事設計労務単価が、平成24年から令和7年までの13年間に全国全職種平均で約90%の上昇となる中、この流れを地方公共団体や民間の工事、下請取引にも広げるとともに、現場の技能労働者への支払いを担保することにより、さらなる賃金水準の上昇に繋がる好循環をつくりだしていくことが必要である。

技能者の賃上げを実現するためには、各建設業者が技能者に適正な賃金を支払うとともに、賃金引き上げの原資となる労務費等や利潤が適正な水準において確保された請負代金額を、サプライチェーンの各過程において決定することが求められる。

しかしながら、建設工事においては、慣行上、総価一式契約であることを背景とした相場の分かりづらさ、材料費よりも削減が容易といった労務費の特性、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利となること等を背景として、多重的な下請契約等の下、賃金の原資である労務費は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されづらい状況にある。

労働者の賃金は労使間で取り決めること、また、賃金の原資は使用者が市場における価格交渉の中で確保することが本来の原則であるものの、建設業が今後も魅力ある産業として持続可能な姿でその役割を果たし続けることは、建設業単体にとどまらず、社会全体にとっての利益にもなるものであり、その担い手である技能者の処遇改善については、国や地方公共団体を含む、建設産業に係るサプライチェーン全体で取り組むことが必要である。

このため、令和6年通常国会において、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事

の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）を一体として改正する「第三次担い手 3 法」が成立し、建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが制定された。

（２）改正建設業法における処遇改善に係る措置

第三次担い手 3 法における建設業法の改正においては、適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として支払われることを図るため、建設業者に、

- ・労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を努力義務化（建設業法第 25 条の 27）

- ・建設工事の請負契約の締結に際して、材料費、労務費等を記載した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化（同法第 20 条）

するとともに、

- ・中央建設業審議会が労務費に関する基準を作成・勧告（同法第 34 条）し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法第 20 条）。併せて、違反した建設業者には指導・監督（同法第 28 条）を、違反した発注者には勧告・公表（同法第 20 条）をそれぞれ実施

することとした。

（３）労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討

①経緯

- ・労務費に関する基準の作成に当たっては、中央建設業審議会に設置された「労務費の基準に関するワーキンググループ」（以下「労務費 WG」という。）において、令和 6 年 9 月の第 1 回開催以降、基準の内容及びその実効性確保策について合計〇回にわたり議論を重ねてきた。

- ・この「労務費に関する基準」は、労務費 WG における議論を踏まえたとりまとめ案に基づき、中央建設業審議会における審議を経て作成されたものである。

②労務費に関する基準の位置づけ

- ・本基準は、建設業法第 34 条に基づく労務費に関する基準として、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金を支払うことが可能となるよう、公共工事・民間工事を問わず、建設工事の請負契約において、適正な水準の労務費（賃金の原資）を確保することを目的とする。

- ・具体的には、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の相場観として機能させるとともに、これに連動して、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用できるように、基準を作成する。

- ・あわせて、適正な見積り促進等による契約時の労務費確保、受発注者双方への総価での原価割れ契約の禁止（同法第 19 条の 3）による労務費確保に伴う労務費以外の必要経費へのしわ寄せ防止、確保された労務費の技能者までの支払い担保のための施策の実施、「建設Gメン」による個々の請負契約の調査（同法第 40 条の 4）、許可行政庁による強制力のある立入検査等の適切な実施（同法第 31 条）及び改善指導（同法第 41 条）等により、実効性を確保する。

【図】



第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

（1）基本的な考え方

①適正な労務費の水準

- ・前章（3）②で示しているとおり、本基準は、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金が支払うことが可能となるよう、公共工事・民間工事を問わず、適正な水準の労務費（賃金の原資）を確保することを目的とするものである。
- ・従って、本基準における「適正な労務費」とは、建設工事の請負契約において、技能者を雇用する建設業者が適正な賃金を支払うための原資を意味するものであり、適正な労務費の水準は、建設業者が支払うべき賃金の水準から導かれることとなる。
- ・この際、建設業に従事する労働者の賃金水準については、依然として全産業平均値を相応に下回っている実態が存することに鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて¹公共工事設計労務単価並みの水準の行き渡りを確保し、処遇改善を実現するとともに、これをもって建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指す。
- ・このため、建設工事の請負契約における、建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費として、技能者に対して、作業に対応する職種の公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の賃金原資を担保することができる労務費が確保される必要があり、これを適正な水準として位置づけることとする。
- ・具体的には、適正な賃金原資を確保する観点からは、個々の建設工事の請負契約において、1日8時間当たり労務単価である公共工事設計労務単価に、当該工事に従事する見込みの者の作業日数の総和（総労働時間）を乗じた額が労務

¹ 公共工事の予定価格の積算に用いる労務単価。農林水産省及び国土交通省が実施する、公共工事に従事する技能労働者の賃金を調査する公共事業労務費調査の結果に基づいて、51 職種、47 都道府県ごとに設定している。

費として盛り込まれることが必要である。この額を、総労働時間が確定していない請負契約の見積り・締結段階において確保するため、適正な水準の労務費を、

「適切な職種の公共工事設計労務単価（円/人日（８時間））×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛（人日/単位施工量）」によって導かれる「単位施工量当たりの労務費」に、「必要な数量」を乗じる式によって計算して得られる額に相当する労務費総額

とし、この額が確保されている請負契約が、契約段階において適正な水準の労務費が確保された請負契約として評価されることとなる。

- ・この際、個々の請負契約において適用すべき公共工事設計労務単価は工事の施工場所が属する都道府県に係る値とすることが適当である。

②個別の請負契約に当てはめる際の留意点

- ・上述の①の考え方にに基づき、個別の請負契約において本基準を当てはめるに当たっては、「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛」によって導かれる単位施工量当たりの労務費に、必要な数量を乗じることによって労務費を計算することが必要となる。その際、労務単価については、公共工事設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、また、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要である。
- ・高い技能を持つ技能者が施工する場合などにおいては、受注側が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り、注文者と価格交渉することを妨げない。
- ・本基準における「労務費」は、公共工事設計労務単価と同様に、技能者の賃金相当分（法定福利費の個人負担分を含む）のみを指す概念であり、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に係る掛金といった適正な施工を確保するために不可欠な必要経費が含まれるものではなく、労務費とは別途、適正な水準の額が請負契約において内訳明示して計上されるべきものであることに注意する必要がある。
- ・その他、公共工事設計労務単価には経費は含まれないことから、雇用に伴う必要経費については、請負契約の中で必要額が別途計上される必要がある。

（２）職種分野別の基準値

①基準値の位置づけ

- ・実際の価格交渉等において、（１）において示されている基本的考え方に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進める観点から、
 - ア）標準的な作業内容や施工条件等が特定可能であること。
 - イ）ア）において適用が想定される歩掛や公共工事設計労務単価の職種が一定

- 216 程度明確であること。
- 217 の要件を満たす職種分野においては、国土交通省において本基準により導き
- 218 出される具体値（以下「基準値」という。）を定め、運用することとする。
- 219 ・この場合においてもなお、基準値は、（１）の適正な労務費の考え方を踏まえ、
- 220 職種分野ごとに、適用が想定される公共工事設計労務単価と、標準的な作業内
- 221 容・施工条件等を前提とした場合に適正な労務費として算出される値を示すも
- 222 のであり、個別の請負契約にそのまま適用できる値を定める趣旨ではなく、個
- 223 別の請負契約においては、具体の作業内容や施工条件を踏まえ、本基準の考え
- 224 に沿って、基準値を補正して労務費を算出すべきであることに留意が必要であ
- 225 る。
- 226
- 227 ②基準値の定め方
- 228 基準値は以下の原則を踏まえ、POの図に定める統一様式に沿って示すことと
- 229 する。
- 230 ・基準値の計算方法は、労務単価（円/人日（８時間））×歩掛（人日/単位施工
- 231 量）の計算式によって単位施工量当たりの労務費として示すことを基本とす
- 232 る。
- 233 ・労務単価については、公共工事設計労務単価を適用することとし、適用する都
- 234 道府県別の値は、工事の施工場所の単価を当てはめることとする。
- 235 ・歩掛については、標準的な条件等における歩掛として、便宜的に、国土交通省
- 236 直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則とする。ただし、国土交
- 237 通省直轄工事で用いられている歩掛に適切なものがない場合、別途、公的機関
- 238 で用いられている歩掛であって、活用可能なものがあれば、それも活用する。
- 239 ・国土交通省直轄工事での発注実績がなく、公的な歩掛も把握されていない戸建
- 240 住宅については、国土交通省において歩掛調査を実施し、これにより得られた
- 241 歩掛を活用する。
- 242 ・国土交通省直轄工事等で用いられる歩掛の活用や、戸建住宅の歩掛調査結果の
- 243 活用のいずれも困難な職種分野（当該職種分野の中の一部の工種を含む）など、
- 244 やむを得ない場合には、「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件・作
- 245 業内容等に照らして適正な歩掛」として、定性的な形で基準値を設定すること
- 246 を妨げない。
- 247 ・基準値の細分化を最小限にとどめるため、各職種分野において、基準値を設定
- 248 する工種（作業）について最小限のものとした上で、一つの工種（作業）につ
- 249 いては一つの標準的な規格・仕様についてのみ基準値を作成することを原則
- 250 とする。
- 251 ・①に記載しているとおり、基準値は個別の請負契約においてそのまま適用でき
- 252 るものではなく、具体の作業内容や施工条件等を踏まえ、本基準の考えに沿っ
- 253 て、値を補正して労務費を算出する必要がある。この点、適切な補正に資する
- 254 よう、基準値を示すに当たっては、前提となる作業内容・適用条件に加え、補

正の際に留意すべき点も併せて示す。

- ・細分化の程度、基準値を設定する標準的な規格・仕様、設定する歩掛、その前提となる作業内容・適用条件、留意点については、当該職種分野に関係する専門工事業団体、元請建設業団体及び国土交通省からなる職種別意見交換会において検討を行い、その検討結果を反映する。

③基準値の決定・公表と改定の手続き

- ・上記②の手順に基づき基準値の決定・改定・公表については、労務費 WG にも必要に応じて報告しつつ、国土交通省において行う。

【図】「労務費の基準値」の示し方 ※建築の原則パターン

		対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様	
工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
条件	××の種類	×××			歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」
	△△の種類	△△△			
労務費の基準値(例)		1,754(円/m ²)(例)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)	算出根拠 (内訳)
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	
	■作業員	0.01	25,400	254.00	
	合計			1,754.00	
設計労務単価：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による 労務歩掛：◇◇◇◇による (内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの) 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。					
【代表的な歩掛の作業内容】 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業					
【条件】 ・条件は以下の通り。 ××の種類：×××					
△△の種類：△△△					
◆◆◆が必要な場合は別途計上する。					
【留意点】 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。 ……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする					
なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。					
				算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細	
				見積・価格交渉等の場面における留意点を職種別意見交換会において検討し、その結果を反映している。	

【図】「労務費の基準値」の示し方 ※土木の原則パターン

対象工事

「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様

歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」

算出根拠（内訳）

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点を職種別意見交換会において検討し、その結果を反映している。

工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
条件	××の種類	×××			歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」
	△△の種類	△△△			
労務費の基準値(例)		1,754(円/m ²)(例)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)	算出根拠（内訳）
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	
	■作業員	0.01	25,400	254.00	
	合計			1,754.00	
	設計労務単価：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による 労務歩掛：◇◇◇◇による (内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの)				
【代表的な歩掛の作業内容】 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業					
【条件】 ・条件は以下の通り。 ××の種類：×××					
△△の種類：△△△					
◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。					
【留意点】 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。 ……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする					
なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。					

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(1) 実効性確保策の全体像

- ・本基準は、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、賃金の原資として適正な労務費を確保することを目的とするものである。
- ・この実現のためには、「上流から下流へ価格が決まる」構造、すなわち労務費を値下げの原資とした価格競争により、請負価額から他のコストを控除した残額が賃金として支払われる状況を変革し、「下流から上流へ価格が決まる」構造、すなわち最終的に支払われるべき労務費水準を確実に確保しつつ、残余の費用が適正に積み上げられた上で、生産性の高さなどの要素により競争がなされて価格が決定される環境を構築する必要がある。
- ・この目的は、単に本基準が示されることをもって当然に達成されるものではなく、個々の請負契約において、本基準により示される適正な労務費が担保され、適正な労務費・賃金の支払いがなされるよう、実効性確保策を適切に講じることが必要不可欠である。
- ・こういった実効性確保策を通じ、中期的には、技能者について、いわゆる日給月給制ではなく月給制の下で直接雇用する、建退共等の退職金を準備する、必要な休暇を取得させるなど、技能者の処遇の他産業並みの水準への改善に取り組む事業者がサプライチェーン全体において適切に評価され、競争上の優位性を得られる環境整備が必要である。
- ・その上で、労務費行き渡りの阻害要因ともなる過度な重層下請構造の是正等に

より、建設業が今後も社会資本整備の担い手、地域の守り手としての役割を持続的に果たすことができる事業構造の確立を目指すべきである。

- ・これらの実効性確保策については、契約段階において適正な水準の労務費等を確保するための取組（入口の取組）と、支払段階において下請に対する適正な労務費や技能者に対する適正な賃金等を確保するための取組（出口の取組）、更に公共工事の特性を踏まえた上乘せの取組が必要になると考えられる。
- ・なお、実効性確保策の実施を通じた新たな商慣行の確立に向けては、中長期的に定着を図ることが適切であると考ええる。

（２）契約段階において適正な水準の労務費等を確保するための取組

①基本的な考え方

- ・下記を目指すことを基本的考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切である。
 - 受注者が、本基準を踏まえ、個別契約に即した労務費を自社の歩掛を基に算出し、それを明示した見積りを作成。
 - 注文者が、当該見積りを尊重し、契約を締結。
 - 強い立場にある注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は本基準を活用して労務費を内訳明示する等により、建設業法において禁止される原価割れ契約の締結を未然に防止。
 - 適正に賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
 - 建設Ｇメンが、建設業者から電子媒体による見積り等の提出を受けて調査し、ダンピングによる価格低下と生産性向上による価格低下を見分けた上で、指導・監督。
- ・労務費に関する基準と併せて、これに基づく価格交渉の進め方などに関するガイドラインを国土交通省において示すことが適切である。

②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理

- ・労務費確保に伴って、労働者による適正な施工を確保するために不可欠な労務費以外の必要経費がしわ寄せを受けることは妥当ではない。
- ・このため、労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐべき必要経費として、これまで、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費（事業主負担分）、安全衛生経費、建退共掛金）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけることが適切である。
- ・あわせて、公共工事設計労務単価に直接的には含まれていない、雇用に伴う必要経費の確保に資する観点から、同単価における取扱いと同様に、基準値の策定と併せて、「雇用に伴う必要経費」についても、参考値として公表することが適切である。
- ・ただし、
 - 「雇用に伴う必要経費」は、工種・工事規模等の条件により変動するという

前提において、あくまで全国共通の参考値として試算したものであること、
○実際に、「雇用に伴う必要経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが
実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当
事者間で定められるものであること（例えば、作業被服や作業用具を元請・
下請のどちらが用意するかなど。）

○見積書で内訳を明示すべき必要経費と、「雇用に伴う必要経費」の範囲は異
なるものであること

○参考値を示す「雇用に伴う必要経費」に利益、本社経費等は含まれないこと
といった点に留意し、契約当事者間で、十分に協議することが必要であること
を併せて示すことが適切である。

③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進

・中小の下請業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作
成する商慣行が形成されるよう、取組を進めることが適切である。

・特に建築工事においては、改正法施行時点において、機・労・材・経費が内訳
明示されていない総価一式での取引が一般的となっている職種・工種が多い
ことに留意し、

○専門工事業団体において、これまでの法定福利費及び安全衛生経費の確保
に向けて作成が進められてきた標準見積書の見直し・作成・利用促進を進
めること

○国において「専門工事業者向けの見積書の様式例及びその解説」「専門工事
業団体向けの標準見積書の作成手順」「発注者・元請間の見積書の作成に当
たつてのガイドライン」を公表すること

といった実効性確保策を講じることが適切である。

④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化

・技能者を大切にせる企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の
確保等につなげること及びサプライチェーン全体で技能者の処遇改善に取り
組むマインドを広げていくことが重要であることを踏まえ、建設産業の担い
手の確保に向けて改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャ
リアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行
う事業者向けに自主宣言制度を創設することが適切である。

・その際、宣言企業に対し所要のインセンティブ措置を講じることが望ましい。

⑤建設業行政による、基準を著しく下回る見積り・契約への指導監督

・建設Gメンは、建設工事に関する取引において、請負契約の適正化及び建設工
事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、各種情報収集を通じ、取引状
況の監視強化に取り組んでおり、建設業法に違反する疑いが確認された場合
は、適切な指導・監督がなされるよう、その旨を建設業許可行政庁へ情報提供

370 しているところである。

- 371 ・適正な労務費の確保に向けた建設 G メンの調査としては、
 - 372 -受発注者で取り交わす材料費等記載見積書について、当初見積書と最終見積
 - 373 書の労務費の差額や、労務単価を工種毎の標準的な値と比較した上でその
 - 374 値が著しく下回っている場合にはその原因者を把握。
 - 375 -その上で、歩掛・労務単価が工種毎の標準的な値から著しく乖離している理
 - 376 由について、機械導入等の生産性向上（歩掛（必要人工）の減少）によるも
 - 377 のか、労務単価の引き下げによるものかなど、乖離の程度や要因を検証した
 - 378 上で、違法性の疑いを確認。
 - 379 -この際、（３）③に記載した技能者からの通報制度により提供された情報や関
 - 380 連法規への抵触に関して関係府省等から提供された情報、建設業団体等か
 - 381 ら提供された建設業法違反の疑いに係る情報などを活用し、違法性の疑い
 - 382 や度合いが高いものと考えられる事業者について重点的に調査を実施。
 - 383 といったプロセスを経ることが望ましい姿として考えられる。
- 384 ・一方で、このような調査手法を確立するにあたっては、歩掛や労務単価が内訳
- 385 明示された適正な見積書が作成され、そのすり合わせにより価格形成がなさ
- 386 れる商慣行が確立されることが前提として不可欠となる。また、交渉過程を示
- 387 す当初見積書と最終見積書が契約当事者双方で適切に保存されることも必要
- 388 である。
- 389 ・このため、法施行後当面の間、建設 G メンは上述の商慣行のサプライチェーン
- 390 全体における定着に向け、労務費等を内訳明示した見積書の普及や、そのボト
- 391 ルネックの解消に向けた調査や助言について、重点的に取り組むことが求め
- 392 られる。

394 （３）支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

395 ①基本的な考え方

- 396 ・建設業の持続可能性に対する危機感が高まる中、サプライチェーン全体で、こ
- 397 れまでの施策の延長にとどまらない踏み込んだ対応を目指して知恵を出し合
- 398 うことが必要である。
- 399 ・かかる認識を関係者間で共有しつつ、下記を目指すことを基本的な考え方と
- 400 し、これを実現するための施策を講じることが適切である。
 - 401 ○注文者は受注者に対して、本基準を踏まえた適正な労務費を支払うこと。
 - 402 ○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能
 - 403 その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事
 - 404 設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられる CCUS レベル別年収
 - 405 （目標値）の支払いを目指すこと。
 - 406 ○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタルを活用した簡易・任意
 - 407 の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。
 - 408 ○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上する

こと。
・ CCUS レベル別年収について目標値と【案①最低目標値】【案②標準値】の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨すると共に、基準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。

②契約当事者によるコミットメント制度を通じた適正な支払い担保

・ 労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「コミットメント」とする）を標準請負契約約款に導入することにより、個々の取引について契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

・ デジタルを活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。
・ 通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細調査を行うと共に、法令違反が疑われる場合等に、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施することが適切である。

④国による労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

・ 労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者も見える化することで、優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが適切である。

（４）公共工事における上乗せの取組

・ 公共工事においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、工事費として支払われた労務費が、賃金として技能者まで支払われることについて、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」において、公共発注者としても一定の役割を求められている。
・ これを踏まえ、「入口」での確認として、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条において入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化して公共工事から率先して労務費の内訳明示を進めるとともに、公共発注者において、現行のダンピング対策（低入札価格調査等）を強化するため、落札候補者に対して「労務費ダンピング調査（仮称）」を実施する等、公共工事の契約段階において適正な労務費等が確保されるための措置が講じられることが適切である。
・ また、「出口」での確認として、公共工事の発注者においても独自に、労務費・

賃金の支払い状況、労働時間等を把握することにより、受発注者間での「見える化」を建設業の新たな商習慣として組み込み、健全な競争環境の実現と品質確保の担い手確保を目指すことが期待される。

- ・具体的には、公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から把握される「支払われるべき労務費」と「実際に支払われた労務費」を調査比較する取組について、国土交通省直轄工事において試行的に実施し、その手法を確立することが望ましい。

第4章 その他

(1) 材料費の見積りに係る考え方

- ・労務費と並んで建設工事の主要費用を占めている材料費については、その適正な費用計上が労務費へのしわ寄せを防ぐ観点からは重要であるところ、物価資料等に掲載されている価格については、請負契約において通常必要と認められる材料費として整理されるべきものであると考えられる。

(2) 基準の見直し

- ・今後、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施し、その進捗について注視するとともに、必要に応じ、労務費WGにおける議論を実施し、本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。